

第三十四号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正）

第六条 徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（手数料の納付の時期及び方法）」に改め、同条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 別表の七十四の項に掲げる事務に係る手数料の納付の時期及び方法については、規則で定める。

第四条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第三条の規定は、別表の七十四の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。
別表に次のように加える。

七十四 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）
イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九条第三項（同法第四十八条第九項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）	2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）
ロ 土地改良法第五十二条の三第二項（同法第五十三条の四第二項（同法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九条第三項	3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額
ハ 土地改良法第九十八条第七項（同法第百十一条において準用する場合を含む。）	
ニ 土地改良法第九十九条第九項（同法第百条第二項（同法第百十一条において準用する場	

合を含む。）、第百条の二第二項（同法第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。） ホ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第七条第四項 ヘ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十一条第七項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。） ト 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項 チ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項 リ 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項		
（徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正） 第七条 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。 第三条の見出しを「（手数料の納付の時期及び方法）」に改め、同条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。 2 別表第一の百五の項に掲げる事務に係る手数料の納付の時期及び方法については、規則で定める。 第五条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。 2 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第三条の規定は、別表第一の百五の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。 別表第一に次のように加える。		
百五 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した画面の交付 イ 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十九条第九項	1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円） 2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラ	

ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十一条第七項（景観法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する場合を含む。）

1で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）

3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額

（徳島県情報公開条例の一部改正）

第八条 徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求等

第二十条の二の見出しを「（県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続についての特別の定め）

第二十条の三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項ただし書に規定する条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求がされた場合とする。

第二十一条中「について行政不服審査法による不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

1 審査請求が不適法であり、却下する場合

1 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

第二十一条の見出しを「（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る

る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十二条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十四条第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（提出資料の写しの送付等）

第二十五条の二 審査会は、第二十四条第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書若しくは資料の写し又は当該意見書若しくは資料（電磁的記録である場合に限る。）に記録された事項を記載した書面を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十七条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十七条中「三万円」を「五十万円」に改める。

（徳島県個人情報保護条例の一部改正）

第九条 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条第二項中「により、」の下に「電磁的記録（」を、「電磁的記録」の下に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 審査請求

第四十一条の二の見出しを「(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)」に改め、同条中「若しくは利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づき異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続についての特別の定め)

第四十一条の三 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項ただし書に規定する条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求がされた場合とする。

第四十二条中「又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立て」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

第四十三条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十一条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五十二条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出資料の写しの送付等)

第五十二条の二 審査会は、第五十一条第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書若しくは資料の写し又は当該意見書若しくは資料(電磁的記録である場合に限る。)に記録された事項を記載した書面を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以

外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（の閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第五十三条中「第四十二条又は」を「第四十二条第一項の規定による諮問に応じて審査会が行う調査審議及び」に、「若しくは」を「又は」に、「により」を「により意見を述べるために」に改める。

第五十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第六十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（徳島県政策創造関係手数料条例の一部改正）

第十一条 徳島県政策創造関係手数料条例（平成二十四年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（手数料の納付の時期及び方法）」に改め、同条中「写し」を「写し等」に改め、「受ける際、」の下に「規則で定める方法により」を加える。

第四条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第三条の規定は、別表の三の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。
別表に次のように加える。

三 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された
---	--

- イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八條第一項
- ロ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六條第一項及び第二項
- ハ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六條第二項

- 用紙にあつては、二十円）
- 2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラー1で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（画面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）
- 3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条中徳島県情報公開条例第三十七条の改正規定及び第九条中徳島県個人情報保護条例第六十一条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、次項及び附則第四項の規定による場合を除き、なお従前の例による。
- 3 第十一条の規定による改正後の徳島県政策創造関係手数料条例の規定は、この条例の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について適用し、この条例の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、なお従前の例による。
- 4 第十一条の規定による改正後の徳島県政策創造関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用し、同日前にその期日が告示された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年徳島県条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条のうち、第二章第四節中第四十四条の二の次に一条を加える改正規定中第四十四条の三第一項に係る部分中「第四十二条第四号」を「第四十二条第

第四十一条の二	、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求	若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求	第四十一条の二、第四十一	、利 、訂
---------	------------------------------	-------------------------	--------------	----------

一 項 第 四 号 に 改 め、 同 項 の 表 に 係 る 部 分 中		若しくは利用停止請求	を	条の三及び第 四十二条第一 項	求
	第 四 十 二 条	、訂正決定等又は利用停止決定等			

用 停 止 決 定 等 又 は 開 示 請 求 正 請 求 若 し く は 利 用 停 止 請	又 は 開 示 請 求 若 し く は 訂 正 請 求	に 改 め る。

提 案 理 由

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。